

職場要求交渉 書面回答の概要

1 共通要求回答

区分	番号	要求	回答
基本	1(1)(2)	(1)慢性的超過勤務を解消し、総実労働時間を縮減すること (2)「超過勤務に関する規則」「三六協定」を遵守すること。実効ある業務縮減を行うこと	規則等で定める超過勤務の上限時間(1月45時間、年360時間等)を超えるおそれがある場合は、所属長が職員の健康状態の確認や職場の現状分析を行うとともに、業務が特定の個人に偏らないよう、業務分担の見直しによる平準化を行う等、超過勤務の縮減に向けた対策に取り組んでいる。 コロナ対策においても、保健所に対する潜在看護師や本庁職員等の派遣、民間委託の活用など、機動的な対応により超過勤務の縮減に取り組んでいる。 また、衛生委員会や安全委員会、安全衛生協議会では、超過勤務の縮減に向けた労使による意見交換を継続的に実施している。これに加え、一部の部局においては、労使による業務縮減方策の検討も行っている。 今後とも、部局・県民局とともに、実効性のある超勤縮減に向けた取組を進める。
基本	1(3)	(3)超勤補助簿への記載制限を行わず、必要な予算を確保し、超過勤務手当を完全支給すること。 また、パソコンの使用時間と超過勤務時間に差がある場合には、実際に行った超過勤務時間を確認し手当を支給すること	超過勤務の事前命令・事後確認にあたり、サービスシステムへの入力制限につながる言動はあってはならないと考えている。そういった言動が見受けられた場合には、部局及び県民局を指導する。 なお、超過勤務手当については、これまでから、事前命令・事後確認を適正に行い、確認した超過勤務については全額支給してきた。引き続き必要な予算は確保していく。 パソコンの使用履歴は、管理監督職が職員の勤務実態を適切に把握するための労務管理上のコミュニケーションツールとして活用しており、実際の勤務時間と超勤申請時間に乖離がある場合には、その要因を確認し、必要に応じて修正するよう指導している。
基本	1(4)	(4)時間外の公用車による移動時間について、同乗者も超過勤務手当支給対象とすること	時間外の公用車移動時間について、運転者は、移動中は公用車の運転業務に従事していること、また、その実態が把握できることから、超勤手当の支給対象としている。 一方、同乗者についてはこうした要件を満たさないことから、判例や行政解釈、他府県の状況等も考慮して原則として対象外としている。しかしながら、移動中に具体的な労務を提供している場合は、従来から超勤手当の支給対象としている。
基本	2	特殊勤務手当を増額及び支給対象範囲を拡大すること。また、指定運転員手当等、業務内容に見合う手当を新設すること。	公務員給与全体を取り巻く情勢は、依然として厳しく、なかでも、特殊勤務手当については、国や他府県を上回る措置を講じることが困難。 なお、児童相談所及び一時保護所の職員については、その業務の実態や処遇改善に向けた国の財政措置の内容、他府県の動向など取り巻く情勢を総合的に勘案し、今年度より、児童相談所や一時保護等に関する業務に従事した場合に支給する社会福祉業務手当を、800円から950円に150円引き上げたところである。
基本	3	在宅勤務の実施に伴う、通信費、通信設備、執務環境整備などの自己負担を軽減するため、在宅勤務手当を新設すること	在宅勤務の実施に伴い、所属等との連絡調整のために必要な電話料金については、公務にかかる通話料金を所属で負担できるようになっている。 一方、インターネット回線やプロバイダの利用料金、自宅の光熱水費、勤務場所の環境整備にかかる費用等は職員の自己負担をお願いしているところであるが、この取扱い在宅勤務制度を導入している他府県と同様であり、ご理解願いたい。
基本	4	行政対象暴力、カスタマーハラスメントなど職員に危険が及ぶことがないよう、県当局が責任を持って対応すること。	従来から、行政対象暴力を含めたカスタマーハラスメントに対しては、組織的な対応を行ってきた。 平成25年度には、企画県民部総務課に、県警OBの行政対象暴力対策支援員を配置し、「兵庫県行政対象暴力対応マニュアル」を策定。直近では令和3年3月に行政対象暴力の具体的な事例とその対応策などを掲載する改訂を行い、内容の充実を図っている。 平成27年度には、県警OBの苦情等対応業務員を設置し、現場における県民からの苦情等に適切に対応できる環境の整備を図り、個別事案への相談対応・支援を行っている。 今後とも管理職を中心とした組織的な対応を基本姿勢として、事案に応じては行政対象暴力対策支援員や苦情等対応業務員も活用しながら、毅然とした態度で適切に対応していく。

基本	5	公務上の訴訟等について、個人責任が追及されることのないよう配慮し、個人の負担を軽減すること	<p>上司の指示や県の定めた手順・ルールに従って職務を遂行したにもかかわらず事故が発生した場合、職員個人に責任が及ぶということになれば、職員は安心して職務に従事することができなくなる。</p> <p>このため、平成24年度に公務員賠償責任保険を導入するとともに、平成26年度には、公務上の事故で職員個人が訴訟を提起された際、訴訟を提起された個人及び所属を積極的に支援する訴訟支援チームを設置する制度を創設した。</p> <p>引き続き、組織として対応すべき事案については、適切に対応したい。</p>
基本	6	実効あるハラスメント対策を行うこと	<p>ハラスメントは、職員の人権や健康面で問題を生じさせるとともに、職場環境の悪化や業務遂行への悪影響を引き起こすものであり、その未然防止に努めることが重要である。</p> <p>令和2年8月に「兵庫県ハラスメント防止指針」を策定し、総合的なハラスメント防止対策を推進し、職員の意識向上と相談体制の確保等に取り組んでいる。</p> <p>引き続き、本指針のもと、自治研修所で実施する研修、綱紀粛正通知、不祥事防止読本、あるいは、各部局、各県民局及び県民センターに設置する服務規律向上推進委員会の取組み等を通じて、職員に対する注意喚起や意識向上に取り組んでいく。</p>
基本	7	「行政手続のオンライン化」等、ICT化については、労働条件に変更が生じる場合には事前に協議すること	<p>適宜情報提供を行っていくとともに、今後、ICT化に伴って労働条件に変更が生じる場合があれば、適宜協議する。</p>
基本	8	庁舎整備に関しては職員が健康かつ安全に働き続けられるよう改善を行うこと	<p>本庁舎においては、今年度、衛生的で利用しやすいトイレの整備に取り組み、総合・集合庁舎においては、長寿命化改修等にあわせて設備の充実を図るほか、庁舎管理責任者と連携して必要な補修を行うなど、執務環境の向上に努めている。</p> <p>今後も、予算の状況や優先順位等を考慮しながら、職員が健康かつ安全に働き続けるよう整備を進める。</p>
基本	9	公用車の機動力及び安全性の確保の観点から、更新基準を見直すこと	<p>公用車の機動力及び安全性の確保は、業務遂行上、重要なことと認識している。</p> <p>現行の更新基準は、「公用車の見直しに関する報告書」（平成20年12月）を踏まえ、平成21年度から全庁的に適用している。</p> <p>今後も関係者から幅広く意見を聞き、更新基準の見直しも含め、検討を図る。</p>
基本	10(1)	メンタル問題への早期対応や、ならし出勤にかかる交通費等の負担軽減を図り、長期療養者の円滑な職場復帰のさらなる推進に取り組むこと	<p>メンタル面の不調により療養している職員に対しては、①気づき支援と早期対応、②相談しやすい体制づくり、③療養中・復帰後のフォロー強化の3つの柱を基本として対応している。</p> <p>これら取組を円滑に進めるため、管理監督職に対し、メンタルヘルス研修を実施するとともに、職員課保健師が各所属の管理職等と密接に連携し、きめ細かな対応を行っている。このような取組を継続することにより、今後とも職員本人や所属に対する支援の充実に努めていく。</p> <p>なお、交通費等の負担軽減については、本来、ならし出勤は、病気休暇または休職中の職員が円滑に職場復帰できるよう、職員自らが出勤の実施を希望し、これを所属が受け入れる制度であり、法令上、当該出勤は「勤務」扱いとはならないため、公費での負担は困難である。</p>
基本	10(2)	災害派遣時の健康管理については万全を期すこと。	<p>災害派遣時の健康診断など職員の健康管理については、職員の安全衛生の観点から、所属や産業医が中心となって、派遣前から派遣終了後まで、職員の健康状態等に十分に気を配ることを基本として実施している。</p> <p>なお、災害派遣時の健康診断などの職員の健康管理は、派遣協定に基づき派遣先自治体が行うが、派遣先では十分な健康診断が受診できない場合などは、帰庁後に個人の希望により健診が受診できる。</p> <p>今後も、災害派遣職員の健康管理について十分配慮し、引き続き取り組んでいく。</p>
基本	11(1)①	定期健康診断における検査項目を拡充すること	<p>定期健康診断については、これまでから血液等検査項目の充実や胃・大腸がん集団検診などの拡充を図ってきた。</p> <p>令和2年度には、要望を受け、30歳未満の職員全員を、血液検査や胃・大腸がんの集団検診等の対象とし、30歳以上の職員と同水準の健診項目となるよう充実を図ったところである。</p> <p>引き続き、現状の水準で取り組んで参りたいと考えているので、ご理解願いたい。</p>

基本	11(2)①	職員公舎の修繕を適切に行い、経年劣化による修繕は入居者に負担を求めないこと。	職員公舎については、最終2カ年行財政構造改革推進方策において、業務上の必要性や民間住宅の確保が困難などの地域性等を踏まえ、必要な公舎を存置することとし、適切な維持管理に努めている。 また、修繕時の費用負担の区分については、規程に基づき、建物の構造上重要でない部分や附帯施設の構造上重要でない部分の修繕は入居者の負担とし、それ以外の建物の構造上重要な部分を県の負担としている。
基本	11(2)②	入居希望者が即入居できるように職員公舎の戸数を確保すること。	最終2カ年行財政構造改革推進方策に基づき、年間平均入居率50%未満または法定耐用年数である築後47年を超える公舎について見直しを行っている状況を踏まえれば、公舎の新設・増設により現状以上の状況を整えることは困難。 人事異動の時期は一定期間に入居希望者が集中するため、職員課と県民局の間で入居者の異動状況の情報交換や、長期間空き室となっている部屋を改修することにより速やかに入居できるよう対応している。 今後も、特に人事異動時期については、対象者が早く入居できるよう、努めていく。
基本	11(2)③	職員公舎(独身)の年齢制限を撤廃すること。	職員公舎は、入居資格により一定の制限を設けることにより、入居者を回転させ、異動者や新規採用者の住居確保を維持しており、一定の入居資格は必要であると認識している。 なお、平成22年4月より、単身用職員公舎の入居にあたっては、35歳の年齢制限を原則としつつ、異動でやむを得ず公舎を確保しなければならない職員については、年齢制限を超過している場合でも、本来優先して入居を認めるべき職員の支障にならない範囲で、職員公舎への入居を認めている。
基本	11(3)	健康チャレンジポイントの復活等、福利厚生を充実すること	職員の健康保持増進にかかる福利厚生事業については、令和2年度に新たに大腸内視鏡検査助成事業を実施するとともに、胃内視鏡検査助成事業を全年齢に拡充するなど順次拡充を図っている。 令和4年度10月から再任用短時間職員、会計年度任用職員など短時間勤務職員が新たに共済組合員となり、福祉事業の対象となることから、来年度の保健経理の収支を見通すことが困難であり、引き続き、収支状況を注視しながら検討したい。
基本	12	休暇制度を拡充すること (1)看護や母体保護に関する特別休暇を拡充すること (2)夏季休暇を7日にすること (3)特別休暇の親族の喪の6歳未満の者への規定を削除すること (4)子育てに関する休暇制度・休業制度の拡充及び制度が取得できるよう職場環境を整備すること (5)更年期障害休暇を新設すること	公務員の休暇制度等の勤務条件については、これまでから、国及び他の地方公共団体の職員との均衡を考慮して定めなければならないとする地方公務員法で定められた均衡の原則のもと、人事委員会の勧告・報告を踏まえ定めてきた。 これまで、育児休業等に係る子の範囲拡大、介護休暇の分割取得、介護時間の新設等の見直しを行い、今年度より、がんの通院治療については、治療と仕事の両立が図られるよう、通院に必要な期間の全てを、病気休暇により対応することを可能とするほか、育児部分休暇についても、利用する職員のニーズに合わせ、「勤務時間の始め」にも取得することを可能とするなど、ワーク・ライフ・バランスを推進する観点から、働きながら育児や介護がしやすい環境整備を進めてきた。 さらに、令和4年1月には、不妊治療のための特別休暇を新設したところである。 公務員を取り巻く厳しい社会情勢の中、他府県など周辺状況等を踏まえ、取り得る限りの措置を講じてきたものと考えているが、均衡の原則を踏まえると、現時点において独自にこれ以上の拡充は困難。

基本	13	<p>会計年度任用職員の賃金・労働条件を改善すること</p> <p>(1) 経験年数加算を1年あたり4号給とすること</p> <p>(2) 任用期間に上限を設けないこと</p> <p>(3) 勤勉手当を支給すること</p> <p>(4) 経験年数換算を月数換算に見直すこと</p> <p>(5) 確認した超過勤務については、超過勤務手当を完全支給すること</p> <p>(6) 病気休暇を有給とすること</p> <p>(7) 短期介護休暇を有給とすること</p>	<p>会計年度任用職員制度については、法の趣旨や国の通知内容、本県の臨時・非常勤職員制度の現状、他府県の動向等を踏まえた上で、昨年度より制度を導入した。</p> <p>報酬等については、国の取扱いに準じて、新たに期末手当や特殊勤務手当に相当する報酬を支給することにより、従来の年収を上回るなど一定の処遇改善が図られたと考えている。報酬決定に際しての経験年数の換算については、正規職員との均衡を考慮し、1年を3号給に換算することが適切と判断したものである。</p> <p>休暇・休業制度については、国の取扱いを基本に、本県の正規職員や他府県との均衡を考慮した適切な制度としており、この1月には、不妊治療のための特別休暇を新設するとともに、配偶者の出産補助休暇、男性の育児参加のための休暇及び産前・産後休暇について、有給の取扱いに改正したところである。</p> <p>任用期間の上限については、会計年度任用職員の任期は、地方公務員法により「1会計年度内」とされており、任期の終了後、再度、同一の職務内容の職に任用されることはあり得るが、あくまで新たな職に改めて任用されたものと整理されるべきものである。その上で、国及び本県におけるこれまでの取扱い等を踏まえ、報酬上の区分「一般A」の職については原則2回、通算3年、それ以外の区分の職については原則4回、通算5年を上限に、人事評価に基づく能力の実証により、再度の任用を行うこととしている。</p> <p>最後に、超過勤務については、原則として時間外勤務が生じないよう、管理監督職による適切な業務の進行管理を行うこととしており、基本的には時間外勤務を行うことを想定していない。</p> <p>その上で、やむを得ず所属長に定められた勤務時間を超えて勤務を命じられた場合は、事前命令・事後確認を徹底し、超過勤務手当を支給することは当然であると考えている。</p>
----	----	---	--

2 個別要求

(1) 兵庫県職員組合現業評議会

団体	番号	要求	回答
現評	1(1)	少人数・高齢化となっている職場実態を踏まえ、各現場で災害の未然防止に向けた実効性のある労働安全衛生体制を確立し、安心して働き続けられる職場環境を確保すること。	職場の実態を踏まえた職場の危険防止や健康障害防止を図るため、「安全委員会・衛生委員会」、また、全庁的な問題を扱う「安全衛生協議会」を労働安全衛生法等に基づき設置している。これらの場を活用するなどして、労使で話し合うことにより、職員が安心して働き続けられるよう、職場の安全と職員の健康の確保について努める。
現評	2(1)①	長距離走行に関する手当を新設すること。	<p>本県の特殊勤務手当については、平成17年度に抜本的な見直しを行ったが、それ以降も、国は、地方公共団体に対して、総務副大臣通知などを通じ、手当の適正化に向けた是正指導を強く行っており、他府県では指導を踏まえた見直しが現在もなされている状況にある。</p> <p>また、公務員給与全体を取り巻く情勢は、依然として厳しく、なかでも、特殊勤務手当については、県民から厳しい目が向けられており、国や他府県を上回る措置を講じることは困難な状況である。そのため、要求にお応えする材料を見いだすことが出来ないことについて、ご理解いただきたい。</p>
現評	2(2)①	海上パトロール、標識灯点検手当の新設と、同日に行った際の重複支給を行うこと。	
現評	2(2)②	パトロールの都市型手当を新設し月額20,000円支給すること	
現評	2(2)③	休日出勤手当を新設し月額1,000円支給すること。	
現評	2(2)④	乗船業務手当を新設すること。	
現評	2(2)⑤	除雪従事者手当を新設すること。	
現評	2(2)⑥	特殊自動車運転手当を再支給すること。	

(2) 各支部

団体	番号	要求	回答
県庁	1(1)① (本庁舎)	本庁舎内・周辺の会議室を十分に確保すること	限られた庁舎スペースの中ではあるが、今後も会議室の確保に努める。
神戸	1(2)① (西神戸)	執務室東側の出入口において雨の降り込みに対処すること	限られた予算の中、優先順位等も考慮し対応策を検討中

阪神	1(3)① (西宮)	西宮土木5階階段南側の壁面を補修すること	限られた予算の中、優先順位等も考慮し対応策を検討中
阪神	1(3)② (西宮)	第2駐車場のシャッターを軽量化すること	第2駐車場車庫についてはこれまでも、開閉に支障があるシャッターの軽量化を行い、改善を図ってきた。 更なる改善については、限られた予算の中、緊急・突発的な修繕を優先して対応せざるを得ず、直ちに実施することは困難である。
阪神	1(4)① (宝塚)	庁舎地下湧水排出ポンプ故障時の対応方法を改善すること。また老朽化が原因であれば、ポンプ施設の更新を検討すること	庁舎管理責任者において、2基あるポンプの設定変更やポンプの更新を行ってきた。 今後も緊急・突発的な不具合等が発生した場合には、予算上の制約はあるが、庁舎管理責任者と協議・調整の上、必要な改善を図る。
阪神	1(4)② (宝塚)	庁舎1階の床板を補修すること	庁舎1階の床板の抜本的な補修は、多額の経費がかかるため、限られた予算の中、直ちに実施することは困難である。 なお、緊急・突発的な不具合等が発生した場合には、予算上の制約はあるが、庁舎管理責任者と協議・調整の上、必要な修繕等を行う。
東播	1(5)① (加古川)	加古川総合庁舎に、直ちに当初計画の「立体駐車場」を整備すること	平成20年2月に立体駐車場計画を見直し、職員組合との協議を経て平面駐車場に変更したが、これまで、整備面では、来庁者の一時利用が可能な駐車区画の整備、駐車場の出入口の改善や安全対策などを行い、運用面では、来庁者への公共交通機関の利用の周知や交通誘導員のスポット配置、長時間利用者への近隣の民間駐車場の一時利用の依頼などを行ってきた。 これらの取組の結果、渋滞の発生回数は減少し、周辺道路の混雑状況は一定緩和してきており、大きな混雑は発生していないので、引き続き継続していく。 県の財政状況を取り巻く環境は依然として厳しい中、要求に応えることは困難だが、県民局とともに、周辺道路のさらなる混雑緩和策について検討を進めていく。
東播	1(6)① (社)	老朽化改善のための予算を確保すること。特にトイレのウォシュレット化(洋式化を含む)を進めること	限られた予算の中、優先順位等も考慮し対応策を検討中
東播	1(7)① (三木)	老朽化改善のための予算を確保すること。特にトイレのウォシュレット化(洋式化を含む)を進めること	限られた予算の中、優先順位等も考慮し対応策を検討中
西播	1(8)① (姫路)	空調機を平常時(土日・祝日含む)の時間外でも作動できるようにすること	庁舎の冷房運転については、職員の執務の状況や気象条件等を勘案し、省エネ対策や経費節減にも配慮しながら、庁舎管理者が弾力的に実施することとされており、姫路総合庁舎においては、6月1日から9月末までの間、職員の健康に配慮し弾力的に対応すると庁舎管理責任者から聞いている。
西播	1(9)① (龍野)	敷地内通路の安全対策を講じること	限られた予算の中、優先順位等も考慮し対応策を検討中
西播	1(9)② (龍野)	土壌診断室のエアコンを更新すること	限られた予算の中、緊急・突発的な修繕を優先して対応せざるを得ず、直ちに実施することは困難である。
但馬	1(10)① (豊岡)	屋外駐車場の公用車用にカーポートを増設すること	限られた予算の中、優先順位等も考慮し対応策を検討中
丹有	1(11)① (柏原)	本館2階のトイレの排水詰まりを早急に修繕すること。また、それに合わせて全ての洋式トイレをウォシュレット化、手洗い(水道・ハンドソープ)を自動化すること	限られた予算の中、優先順位等も考慮し対応策を検討中
淡路	1(12)① (洲本)	執務室入口(電子錠操作盤)付近の廊下の照明を改善すること	限られた予算の中、優先順位等も考慮し対応策を検討中

北播	2(1)①	通勤手当を改善すること [[全額実費支給化、特に有料 高速料金・駐車料金の見直し (自己都合による住居変更へ の適用、休日出勤時の改善 等)]]	通勤手当については、平成30年度には高速道路等に係る加算 の上限額を20,000円から30,000円に引上げ、また、令和元年度 にはパークアンドライドに伴う駐車場代加算の制度化を行ってき たところである。 他府県との均衡や対外的な説明を考えると、現時点においてこ れ以上の改善は困難。
西播	2(2)①	通勤手当について、遠距離通 勤者の安全な通勤方法を確 保するため、高速道路、新幹 線等の使用基準を緩和し、費 用を全額支給すること	
但馬	3(1) ①	職員住宅にインターネット回線 を設置すること	インターネット回線の設置は、入居者の同意多数を前提とする 自治会からの要望に基づき、サービス導入に係る工事費用等 は、サービス提供事業者の負担により行っている。 未設置の浜坂芦屋・和田山村中・和田山弥生が丘・八鹿円山 台については、入居者の要望があれば、同様の方法により設置 が可能であるかを事業者を確認し、情報提供する。
丹有	3(2) ①	全戸に台所・洗面・風呂に給 湯できる給湯器、テレビ同軸 アンテナ端子、エアコン用コン セント、インターネット環境を整 備すること。	入居者の退去時には、今後も支障なく使用できるか検査し、入 居者負担の部分は退去者が修繕し、その他の部分は県で修繕 を行っているところであり、設備更新は予算に制約があるなか困 難である。 なお、入居許可日より1箇月以内(新規採用職員は2箇月以内) に申出があった場合には、県が修繕を行うとともに、経年劣化に よる不具合については、職員公舎を管理している県民局からも現 場の状況を丁寧に取りながら、可能な限り対応に努めている ところである。 また、インターネット回線の設置については、入居者の同意多 数を前提とする自治会からの要望に基づき、サービス導入に係る 工事費用等は、サービス提供事業者の負担により行っている。 未設置の柏原小南については、入居者の要望があれば、同様 の方法により設置が可能であるかを事業者を確認し、情報提供 する。